

■慰労金支給対象者、支給額

(1)障害福祉慰労金事業

支給対象者	<p>(i) 慰労金の支給対象となる職員は、(ア)及び(イ)に該当する者とする。</p> <p>(ア)・障害福祉サービス施設・事業所等(※A)及び重度障害者等包括支援事業所に勤務し、利用者と接する職員。ただし、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所の一部(※B)については対象となる。(以下、「支給対象施設・事業所」という)。</p> <p>※A：通所系サービス事業所(※1)、短期入所サービス事業所、障害者施設等(※2)、訪問系サービス事業所(※3)、相談系サービス事業所(※4)。(※1 生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス ※2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 ※4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)</p> <p>※B：地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p> <p>(イ) 次のいずれにも該当する職員</p> <p>(a) 支給対象施設・事業所で通算して10日以上勤務した者</p> <p>※「10日以上勤務」とは、支給対象施設・事業所において勤務した日が、令和2年2月18日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。</p> <p>※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。</p> <p>(b) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)</p> <p>(ii) 慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。</p>
支給額	<p>(i) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>・(訪問系サービス)</p> <p>実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を給付</p> <p>(その他の支給対象施設・事業所)</p> <p>実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該施設・事業所で勤務した職員 1人20万円を給付</p> <p>※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日</p> <p>・それ以外の職員 1人5万円を給付</p> <p>(ii) (i)以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円を支給</p>
留意事項	<p>今回の慰労金は、所得税法(昭和40年法第33号)の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和2年法第27号)に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。</p>